

平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件
2007年（平成19年）2月13日 午前10時30分

原告第8準備書面
(被告靖國神社の答弁に対する反論)

2007年2月9日

記

第1 本案前の答弁に対して

1 被告靖國神社が不適法却下を求めている理由

被告靖國神社が原告らの訴えは不適法であるとして却下を求めている理由は、次の4点である。

1. 霊璽簿、祭神簿、祭神名票（以下、霊璽簿等と総称することがある）は、合祀手続に不可欠であり、その調整・謹製は合祀という極めて重要な宗教行為の一部をなすから、霊璽簿等は単なる書類ではない（本案前の申立第2の3項）
2. 合祀についての遺族の承諾の要否を巡る紛争は、被告靖國神社の宗教上の教義の当否の問題であって、裁判所法3条にいう法律上の争訟に該当しない（同4、5項）。
3. 本件訴えの実態は、他の宗教団体に所属する宗教者が被告靖國神社の宗教上の教義に対して異議を述べて、その判断を裁判所に求める面を有しているから、裁判所は実体審理に入ることを避けるべきである（同6項）。
4. 台湾人原告は、台湾人戦没者が被告靖國神社に合祀されたことによって、台湾での祭祀ができなくなると誤解しており、被告靖國神社が遺骨や位牌を管理していると誤解している。この誤解を解消することは困難である（同7項）。

2 原告らの反論

原告らは、上記4点の主張に対して、以下順次反論する。

被告靖國神社が本件で信教の自由を主張することは認められない

①、②、③の主張では、被告靖國神社は信教の自由を振りかざし、原告らの訴えについて、審理そのものを拒否している。しかし、本件は、被告国から被告靖國神社が、「鳥居はなくすように」とか「神官の服装や儀式から神道色をなくすように」との要求を突きつけられ、一宗教法人として権力に抵抗する場面とは異なる。本件においては、被告靖國神社の方が原告らに対し、承諾なき一方的合祀を我慢しろ、と要求しているのである。このような場面で、被告靖國神社が信教の自由を盾に取ることは認められない。

元来、信教の自由等の自由権は、国民の国家に対する権利である。権力なき者が権力

に対して行使できる権利である。国家・権力には信教の自由は認められない。国家・権力は国民に対して信教の自由等の自由権を主張できない。

被告靖國神社はかつて被告国の機関であった。被告国の機関として、被告国の施策にしたがい、遺族の承諾なしに戦没者を祀ってきた。敗戦後は、一宗教法人として存続する途を選んだものの、その規則において「明治天皇の宣らせ給うた『安國』の聖旨に基づき、國事に殉ぜられた人々を奉斎し・・・」と定めるなど創建以来の伝統を引き継ぎ、遺族の承諾なき戦没者合祀を継続してきた。

一宗教法人になった被告靖國神社が、戦前同様に戦没者合祀を進めることが可能であったのは、訴状で指摘したとおり、被告国の全面的な支援・協力があったからである。一方的な、承諾なき合祀は、被告靖國神社と被告国の共同行為によって実現した。

加えて、被告国による被告靖國神社の支援・護持を目論む動きは、敗戦後今日まで、靖國神社国家護持法案提出や首相・閣僚・国会議員の参拝等様々な形をとりながら止むことがない。その動きを通じて、「靖國神社は国の唯一の戦没者慰霊の中心施設」との主張が繰り返されてきた。この主張は、被告靖國神社と被告国に共通のものである（以上の被告靖國神社の歴史、性格、戦後の活動については甲本1号証・靖國問題、および甲本2号証・靖國の戦後史）。

このように、被告靖國神社は、合祀を拒否する原告らにとっては被告国と同視できる、あるいはこれに準じる巨大な権力的存在である。したがって、被告靖國神社が、戦没者遺族個人々人に対し、信教の自由を主張することは認められない。この点ですでに、被告靖國神社の①～③の主張は失当である。

霊璽簿等が不可欠であっても（上記①に対して）

まず第一に、原告らは霊璽簿等の簿冊そのもの、その全体を廃棄せよと請求していない。単に、原告らの敬愛追慕する戦没者の個人名を抹消するよう求めているにすぎない。

第二に、霊璽簿等がいかに「合祀手続に不可欠であり、その調整・謹製は合祀という極めて重要な宗教行為の一部をなす」としても、合祀が原告らにどのような苦痛を与えているか、その原告らの苦痛を救済するために記載の一部の抹消を命じることが適切かどうかを審理してはならない、という理屈に直結しない。現にこれまでも、生存が判明した「合祀者」について、被告靖國神社が霊璽簿等からその者に関する記載を抹消した事実が知られている。

第三に、仮に被告靖國神社が原告らに対し信教の自由を主張することを認めるとしても、信仰が内心にとどまらず、外部的に具体的な行為を伴った場合は、絶対無制限ではない（最大判昭和38・5・15刑集17巻4号302頁、加持祈祷事件）即ち、本件のように、遺族の明示の意思に反する合祀という具体的・外形的行為の継続は、遺族の信教の自由、思想良心の自由、自己決定権等を侵害しており、このような行為まで憲法上保障されているとはいえず、違法である。これが全く無制限に許されるならば、個人の信教の自由、思想良心の自由、自己決定権等の保障は全く画餅に帰してしまう。

法律上の争訟性（上記②に対して）

- (1) 被告靖國神社が引用する判例（最判昭和56年4月7日・判時1001号9頁）

は、創価学会のもと会員らが創価学会を相手取って、錯誤に基づいてした寄付金の不当利得返還請求を求めた事案に関するものである（板まんだら事件）。

判決は、もと会員らの主張する要素の錯誤の有無については、「信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断」、「『戒壇の完結』、『広宣流布の達成』等宗教上の教義に関する判断」がそれぞれ必要であり、錯誤の内容が直接信仰にかかわるものであって、「法令を適用することによっては解決することのできない問題」と判断したものである。

また、同判決は、訴えが「具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、訴訟の帰すを左右する必要不可欠のものと認められ、実際上も「訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められる」ことから、「結局（本件訴訟は）、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらぬ」と判断しているのである。

以下詳細に述べるとおり、本件は、上記引用判例とは事案の性質がまったく異なる。

(2) 本件において原告らが求めているのは、上記判例でいわれているような、「信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断」や「宗教上の教義に関する判断」ではない。被告靖國神社の教義の内容等は、本件請求の判断に必要な不可欠のものでもない。

本件訴訟の核心はあくまでも精神的損害を原告らが被ったことにあり、訴訟物は不法行為に基づく慰謝料請求権である。即ち、違法行為及びこれと相当因果関係にある損害の発生が要件事実である。

違法行為は、被告靖國神社が遺族の承諾も得ずに、かつ明確に拒否された後にも一方的に行っている合祀である。これと相当因果関係にある損害は精神的苦痛である。

合祀に遺族の承諾を求めないことが教義として妥当かどうかは、これらの要件の判断に関係がない。承諾なき合祀の結果こそが審理の対象である。拒否された後でもなお合祀し続けていることが、原告らの権利ないし利益を侵害しているかどうかは審理の対象である。

確かに、原告らは被告靖國神社の教義や合祀なる宗教行為を受け入れられない。被告靖國神社に対し、自己につながる戦没者の「合祀取消」を求めてきたのも事実である。このことは、すでに訴状や準備書面で明らかにしている。

しかし、今回訴訟の場において、原告らが裁判所に求めていることは、被告靖國神社の教義や合祀なる宗教行為の一般的妥当性ではない。自己につながる戦没者の氏名を霊簿等から抹消すること、および被っている精神的苦痛に対する損害賠償にとどまる。請求原因を判断するに当たって、被告靖國神社の教義内容等に関して、一般的なその妥当性等を判断することは必要でも不可欠でもない。

(3) 従って、本件訴訟は、裁判所法第3条にいう法律上の争訟性を有しており、適法である。

宗教者の原告も教義の判断を求めている（上記③に対して）

本件のどの原告も、被告靖國神社の教義や合祀なる宗教行為を受け入れていないことは上述のとおりである。しかし、本件訴訟においては、被告靖國神社の教義や合祀なる宗教行為の一般的妥当性を問うてもいないし、原告らの信仰や思想と被告靖國神社のそれ

と、そのどちらが妥当であるかの判断も求めてはいない。
よって、この点に関する被告靖國神社の主張は失当である。

台湾人原告に関する主張は意味不明（上記④に対して）

この点の被告靖國神社の主張がどのように訴えの却下につながるのか、全く明らかではない。

第2 個人情報無断使用は宗教法人でも違法（答弁書第3の1項に対して）

(1) 原告らは、被告靖國神社にその意に反して勝手に合祀されている戦没者と生前、緊密な生活を共に過ごし、あるいは、その祭祀を承継しているなどの総合的な家族的人格的紐帯を有している。

この家族的人格的紐帯により、原告らは、戦没者に対する敬愛・追慕の情にかかわる重要な情報——戦没者とその人格的総体の表象として生前使用していた氏名、いついかなる状況でいかなる死を遂げたのか等の情報——について、その利用を許すか許さないか、許すとしてその利用のされ方について決定する第一義的な権利ないし利益を有している。

(2) しかるに、被告靖國神社はその遺族の承諾も得ずに、戦没者の氏名、階級、所属部隊、死没年月日（戦病死等の死亡原因・区別）、死没場所、死没時本籍地の他、遺族の氏名、続柄・所在等（「氏名等」）を被告国から入手し、これを利用して戦没者を「英霊」として合祀している。

(3) 原告らは、原告らにつながる戦没者の個人情報を被告靖國神社が第三者に漏洩しているなどと主張しているのではない。被告靖國神社が原告らに全く無断で、原告らの肉親である遺族の個人情報を勝手に利用し、「英霊」として合祀していることを問題としているのである。

(4) 被告靖國神社は、国家と類似もしくは国家に準じる権力存在であるから、個人である原告らに対する関係では、信教の自由や宗教活動の自由を主張することは認められない（前記第1の2項(1)）。仮に、この点をさておいたとしても、被告靖國神社がその宗教活動によって、原告らに憲法上保障されたプライバシー権（東京地判昭和39・9・28下民集15巻9号2317頁）を侵害することが許されるものではない。

原告らは、被告靖國神社が、遺族らの有している戦没者の個人情報を遺族らの明示の意思に反して全く無断で利用することは、宗教活動の自由の保障の外にあり、違法であると主張しているのである。

(5) また個人情報保護法は、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ」（同法1条1文）と規定している。事業者等による個人情報の昨今の漏洩事件等によるプライバシー権侵害を防止することを狙いとするものである。

同条は続けて、「個人情報の適正な取扱いに関し」「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定

する（同条2文以下）。

これを受けて、第4章では、個人情報取扱い事業者においては、個人情報を取り扱うにあたり、利用目的を特定し（15条）、個人情報取得に際して利用目的を通知する（18条1項）などの義務を課している。

このように、同法は明らかに、個人情報の無断使用を防止することによって、個人のプライバシー権を保護しようとするものである。

（6）同法50条1項が宗教団体が宗教活動の用に供する場合に、適用除外としているのは「前章の規定」（第4章）のみである。宗教団体といえども、利用目的の特定・通知義務など（第4章15条、18条1項など）は免れるが、第1章1条がうたっている「個人情報の保護により個人の権利利益を保護すべし」との要請は免れないのである。

（7）従って、被告靖國神社が上記の適用除外規定に該当する宗教法人であったとしても、取得した個人情報を全く無制限に利用できるのではない。戦没者に関する「氏名等」個人情報の無断使用によるプライバシー権侵害等が問題となることは言うまでもない。

山口自衛官合祀違憲訴訟判決（同第3の2項に対して）

山口自衛官合祀違憲訴訟判決の評価等については、別途準備書面を提出する予定である。

氏名権そのものは請求原因ではない（同第3の3項に対して）

原告らは、いわゆる氏名権に基いて損害賠償や差止を請求しているのではない。このことは、訴状請求の原因第3の1項①～③の記載によって明らかである。よって、被告靖國神社のこの部分の主張は失当である。

以 上